

# NPO 法人はんどいんはんど 給与・謝金規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 NPO 法人はんどいんはんどの給与、謝金に関する事項を定めたものである。

### (構成)

第2条 給与及び謝金の構成は、単価給制、時間給制とする。

### (支払形態)

第3条 給与及び謝金の支払形態は、次のとおりとする。

- (1) 給与は、1ヶ月につき支払う。
- (2) 謝金は、当団体が指名する業務を担うスタッフに対して適用し、都度払いもしくは、1か月につき支払う。

### (種類、金額)

#### 第4条

1. 給与及び謝金の種類及び金額は、次のとおりとする。

- (1) 給与については、時間給として1,000円～2,000円の間とする。詳細については別途個別に定めることにする。
- (2) 謝金については、謝金は10,000円を上限とし、詳細については別途個別に定めることにする。
- (3) 交通費については、活動内容につき別途個別に定めることにする。

2. 前項にかかわらず必要に応じて個別の契約に基づき別段の形態により、給与及び謝金を決定することがある。

## 第2章

### 給与・謝金の計算および支払

### (計算期間および支払日)

#### 第5条

給与は、1日から末日までの分を翌月10日までに支給する。

謝金は、都度払いもしくは、1日から末日までの分を翌月10日までに支給する。

(支払原則)

第6条 給与及び謝金は、通貨で、または銀行振込にて全額を支払う。

#### 附 則

(施行日) この規程は、2024年4月1日より施行する。